

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年6月1日（平成28年（行個）諮問第88号）

答申日：平成28年10月27日（平成28年度（行個）答申第120号）

事件名：本人が特定日に来庁して申告した事実と申告した内容を三重運輸支局が記載した文書等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書2ないし文書7に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、中部運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成25年7月17日付け中運総総第161号の2による不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示決定を取り消し、本件請求保有個人情報の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 中部運輸局は指定自動車分解整備事業視野の遵守事項違反のみの処分を行い、その他の違反のみならず事案を天下りOBと三重運輸支局と結託して慰謝料による和解で決着を図る等社会的に問題となる行為等への処分を行わなかった。

イ 上記処分に対して中部運輸局は役所の違法・不当行為を裏付ける書類を不開示としているのは不当であり、不開示決定処分は違法である。

##### （2）意見書

ア 国土交通省（諮問庁）は、特定事業者が車検整備時に架空請求・詐欺をした被害者（審査請求人）に対し、次の行為をしてはならない。

（ア）処分庁は、審査請求人に対し契約不履行・リアブレーキパッド整備代金架空請求・詐欺をした特定事業者を呼び出し書類調査・事情聴取（監査）を行った。処分庁と事業者は、平成17年2月車検時のブレーキパッドの交換は、指定整備記録簿から判断できたにもかかわらず支局長が審査請求人に対し支局としてどちらが正しいかは

判断できないと言ったり、パッド部品番号からパッドの交換を実施しなかったことが判明した誤請求をしたと報告を行わせたり、監査により確認した法令違反を黙殺する行為。

(イ) 処分庁は、他の行政機関（総務省）に対し職務上の義務を果たさなかった三重運輸支局整備課の特定の職員に対する措置の回答を行わず運輸支局が架空請求をした特定事業者を呼び出し書類調査・事情聴取の結果は誤請求である旨を審査請求人に回報させて民事に介入させる行為。

(ウ) 諮問庁は、審査請求人から架空請求・詐欺をした特定事業者の監査を処分庁が行い確認した虚偽行為等を報告書に記載させず、行政処分に関する手続きに問題がある処分庁の指導・監督を要請しても処分庁から個別具体的に見解を求められた経緯がないと虚偽の理由を作り上げて職務上の義務を果たさなかった行為。

イ 平成20年8月以前の車検時に契約不履行・架空請求（リアディスクパッド部品代8,000円、交換技術代金2,877円）した特定事業者は、その後の調査においても審査請求人のみならず関係行政機関に対し事実と反する回答をしたと司法の場（平成21年3月12日）で審査請求人に認めて心から陳謝した。

(ア) 国土交通大臣は、違法行為を行う職員の懲戒処分及び職員の違法行為により人格権侵害・精神的な苦痛を被った審査請求人に心から陳謝せよ。

(イ) 総務大臣は、違法行為を行う職員の懲戒処分及び職員の違法行為により人格権侵害・精神的な苦痛を被った審査請求人に心から陳謝せよ。

ウ 虚偽の記載がある文書の開示を求める。

エ 諮問庁の決定に妥当性はない。今回の諮問事件も氏名不詳のお役人様たちが虚偽公文書を作成し行使している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

(1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、請求された文書1に該当するものとして、別紙の2に掲げる文書①を特定し、全部開示を行った。

また、文書2ないし文書7については、開示請求書の記載事項では開示請求に係る保有個人情報の特定ができないため、法13条3項の規定に基づき審査請求人に補正を求めたものの、審査請求人からの回答では開示請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成25年7

月17日付け中運総総第161号の2により不開示決定（原処分）を行った。

- (3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対し、原処分を取り消し、開示請求した保有個人情報の開示を求めて本件審査請求を提起した。

## 2 原処分に対する諮問庁の考え方について

上記第2の2(1)のとおり、審査請求人は原処分における文書特定について不服を述べていると解されることから、以下、その点について検証する。

### (1) 文書2、文書3及び文書5について

別紙の1に掲げる文書2、文書3及び文書5について、これらは作成した記録、文書がなく、念のため事務室内、書庫等の探索を行ったが当該文書は発見されなかった。

そのため、処分庁において、そのまま記載したとしても、不開示決定を行うことになる旨連絡するとともに、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて補正を求めたものの、審査請求人からの回答では開示請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、不開示決定を行ったものである。

### (2) 文書4、文書6及び文書7について

別紙の1に掲げる文書4、文書6及び文書7について、別紙の2に掲げる文書①、文書⑥及び文書⑦が考えられたが、開示請求書に事実と相違する内容の記載があったことから、当該記載部分の補正がなされた場合、開示することが可能である旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めたものの、補正を求めた部分について補正がなされなかったため、不開示決定を行ったものである。

### (3) 口頭意見陳述による主張について

審査請求人から口頭意見陳述の申し立てがあったため、申立人に対して口頭で意見を述べる機会を設けた。口頭意見陳述による主張はおおむね以下のとおりである。

ア 私は何も言うことはありません。参考人の意見陳述を聞きたい。

イ 開示請求をすると虚偽記載はない。質問書を出しても回答がない。

補正書を書いてこいと言われ、補正書に回答しなかったら、不開示にされる。

## 3 結論

以上のことから、保有個人情報を特定できないとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った原処分は妥当であると考えます。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月1日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月6日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年9月26日 審議
- ⑤ 同年10月25日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、文書1に該当するものとして別紙の2に掲げる文書①を特定し、本件とは別の処分により全部開示した。

その余の文書2ないし文書7については、本件の開示請求書に記載された文書名では本件請求保有個人情報（請求文書）の特定が不十分であるとして補正通知書を送付して文書特定を求めたが、審査請求人からの回答では本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の特定ができなかったため、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報（対象文書）が特定できないと判断した経緯、関係文書の保有の有無等について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

#### ア 文書2、文書3及び文書5について

(ア) 審査請求人は、文書2として、審査請求人が平成19年3月19日に三重運輸支局に来庁した際の記録、また、文書3及び文書5として、審査請求人が同月30日に三重運輸支局に来庁した際の記録の開示を求めているところ、審査請求人による特定事業者に係る行政相談事案については、三重運輸支局において最初に審査請求人から相談を受けた同月14日に自動車ユーザー相談事案受付記録簿を作成した外には、特定事業者から一連の事案に対する経過報告を受けた後、改めて支局内の周知及び意思疎通を図るため、同年4月16日にもう一度自動車ユーザー相談受付記録簿を作成したのみである。

つまり、三重運輸支局においては、平成19年3月14日以外の日の審査請求人からの相談については、同日の相談事案と一連のものであることから、改めて自動車ユーザー相談受付記録簿や同相談事案に係る文書等は、そもそも作成していない。

(イ) 念のため事務室内、書庫等の探索を行ったが該当する文書は発見されなかった。

そのため、処分庁において、そのまま記載したとしても、不開示決定を行うことになる旨連絡するとともに、相当の期間を定めて補正を求めたものの、審査請求人からの回答では開示請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、不開示決定を行った。

イ 文書4、文書6及び文書7について

開示請求書には、審査請求人が開示を求める文書4、文書6及び文書7について、具体的な文書名が記載されている外、各文書の内容に「職員Aが審査請求人の申告内容を捏造して回答内容を改ざんした」、「支局に不都合な事実と事実の内容を記載していない決裁文書」、「事業者に対する指導の余地（根拠）を捏造（事実でないことを事実のように作り上げ）本件に対する措置方針を改ざん（文章の文字、語句等を役所と事業者都合の良いように作り替えてある文書）してある決裁文書」などという条件が付されている。当該条件がなければ、保有している別紙の2に掲げる文書①、文書⑥及び文書⑦が対象文書に該当するが、審査請求人が開示を求めているのは、文書①、文書⑥及び文書⑦とは別の当該条件が付された文書であると考えられたので、いずれか確認するため、文書①、文書⑥及び文書⑦であれば開示可能である旨教示して補正を求めた。しかしながら、審査請求人からの回答では文書特定ができないと判断した。

ウ 特定事案に関する文書の保有状況について

特定事案は、もともと、審査請求人と特定事業者との間にトラブルが生じたことに端を発し、審査請求人が三重運輸支局や総務省の行政評価事務所に苦情相談を行った事案である。

特定事案の関係文書については、過去に審査請求人が何度も開示請求を行っており、中部運輸局において保有する別紙の2に掲げる文書①、文書⑥及び文書⑦についても、別件開示請求により審査請求人に開示済みである。また、過去に審査請求の対象となったことなどの経緯から、数次にわたり、特定事案の関係文書の徹底的な探索が行われており、文書①、文書⑥及び文書⑦と同一名称の別の文書を保有していないことは、確認済みである。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

ア 文書2、文書3及び文書5について

諮問庁は、上記(1)アのとおり、審査請求人が開示を求める文書2、文書3及び文書5について、保有していない旨説明しており、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文書2、文書3及び文書5に記録された保有個人情報の開示請求につき、形式上の不備があるとして不開示とした原処分については、不存在による不開示決定をすべきであるが、原処分を取り消して再度不開示決定をする実益はないので、結論において妥当である。

イ 文書4、文書6及び文書7について

(ア) 諮問庁は、文書4、文書6及び文書7について、上記(1)イのとおり、審査請求人が開示を求める文書4、文書6及び文書7には、特定の条件が付されていて、文書①、文書⑥及び文書⑦とは別の文書と考えられたので、確認のため補正を求めたが、審査請求人からの回答では文書の特定ができなかった旨説明する。

(イ) また、諮問庁は、文書①、文書⑥及び文書⑦については、既に別件開示請求により審査請求人に開示済みであり、さらに、これら文書と同一名称の別の文書を保有していないことは、徹底した探索によって確認している旨説明する。

(ウ) 本件開示請求書をみると、文書4、文書6及び文書7については、具体的な文書名に特定の条件が付加されているところ、上記諮問庁の説明からすると、審査請求人は、既に開示を受けて入手済みの文書名を自ら示しつつ、あえてこれらの文書に特定の条件を付け加えているものと認められる。そうすると、本件開示請求において審査請求人が開示を求める文書4、文書6及び文書7は、中部運輸局において保有する文書①、文書⑥及び文書⑦ではなく、それとは別の文書であることは明らかである。

そして、文書①、文書⑥及び文書⑦と同一名称の別の文書を保有していないことについては、徹底した探索によって確認されているのであるから、中部運輸局において、文書4、文書6及び文書7を保有しているとは認められない。

したがって、文書4、文書6及び文書7に記録された保有個人情報の開示請求につき、形式上の不備があるとして不開示とした原処分については、不存在による不開示決定をすべきであるが、原処分を取り消して再度不開示決定をする実益はないので、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約3年を経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、本件請求保有個人情報の不開示理由から

しても、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

#### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、中部運輸局において本件請求保有個人情報を保有しているとは認められないので、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）

- 文書1 審査請求人が19.3.14来庁して申告した事実と申告した内容を三重運輸支局が記載してある行政文書
- 文書2 審査請求人が19.3.19来庁して申告した事実と申告した内容を三重運輸支局が記載してある行政文書
- 文書3 審査請求人が19.3.30来庁して申告した事実と申告した内容を三重運輸支局が記載してある行政文書
- 文書4 3月14日三重運輸支局整備課職員Aが審査請求人の申告内容を捏造して回答内容を改ざんした文書「自動車ユーザー相談事案受付記録簿」
- 文書5 3月30日三重運輸支局整備課職員Aと職員Bが審査請求人に対し事業者側の考え方を代弁するような発言をした具体的な内容を記載してある行政文書
- 文書6 職員Cが審査請求人の電話受け支局の対応に対する苦情があった事実と苦情内容を記載してあるが行政相談の発生と回答及び特別監査等支局に不都合な事実と事実の内容を記載していない決裁文書「特定事業者の架空整備にかかる対応について」
- 文書7 19.4.6苦情申告の連絡（職員D）を受けた三重運輸支局が特定事業者への指導について、事業者に対する指導の余地（根拠）を捏造（事実でないことを事実のように作り上げ）本件に対する措置方針を改ざん（文章の文字、語句等を役所と事業者都合の良いように作り替えてある文書）してある決裁文書「行政相談連絡について（回答）」平成19年5月16日

### 2 中部運輸局で保有している文書

- 文書① 平成19年3月14日付け「自動車ユーザー相談事案受付記録簿」
- 文書⑥ 特定事業者の架空整備にかかる対応について
- 文書⑦ 平成19年5月16日付け行政相談連絡の回報について